

経過措置により解体工事業を取得しているみなさまへ

日頃より、北海道の建設行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

解体工事業の許可について、平成 28 年(2016 年)6 月 1 日に施行された建設業法により解体工事業が追加されました。このときの経過措置により、平成 28 年(2016 年)6 月 1 日時点でとび・土工工事業の技術者だった者は、経過措置により、解体工事業の技術者とみなされているところです。

この経過措置が令和3年(2021 年)6月30日で終了することに伴い、解体工事業の技術者とみなされている者を専任技術者として配置しており、解体工事業の許可を取得している場合、令和3年(2021 年)7月1日以降も引き続き解体工事業^{*}を営むためには、以下のとおり届出が必要となりますので、ご用意をお願いいたします。

※:ここで言う解体工事業とは、建設業許可が必要となる工事 1 件の請負代金の額が 500 万円以上の解体工事を言います。なお、500 万円未満の工事(軽微な工事)のみを請け負う場合には、建設リサイクル法の「登録」が必要となります。

- ① 令和3年(2021 年)6月 30 日までに解体工事業の専任技術者が資格要件(裏面)を満たすこと
 - ②①の変更をしてから 2 週間以内に、当該変更を許可行政庁(振興局)へ届出すること
- ※①②のいずれか片方でも満たされたい場合、解体工事業の許可は**取消処分**となります。

この他、許可に関する手続きは不要ですが、現場に配置する「主任技術者」、「監理技術者(監理技術者証の手続きは別途ご確認をお願いします。)」についても、同様に令和3年(2021 年)7月1日以降、資格要件(裏面)を満たす必要がありますので、併せてご確認ください。

○(参考)令和3年(2021年)7月1日以降、解体工事業の専任技術者が満たすべき資格要件

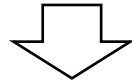
般: 一般建設業の要件

特: 特定建設業の要件

経過措置を受けている人が専任技術者となる場合の要件

経過措置の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①平成 27 年度までに合格した1級土木施工管理技士の方…般特 ②平成 27 年度までに合格した 1 級建築施工管理技士の方…般特 ③平成 27 年度までに合格した <ul style="list-style-type: none"> 2級土木施工管理技士(種別:土木)の方…般 2級建築施工管理技士(種別:建築、躯体)の方…般 ④技術士法の2次試験(建設部門又は総合技術監理部門「建設」)に合格した技術士の方…般特
----------	---

これら資格に加えて下記の資格要件が必要



資格要件 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> ① (公社)全国解体工事業団体連合会又は(一財)全国建設研修センターが実施する登録解体工事講習を受講していること ② 解体工事業に関する実務経験を1年以上有すること
------------------	---

経過措置を受けている人以外を専任技術者として配置する場合の要件

資格要件 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 28 年度以降に合格した1級土木施工管理技士の方…般特 ② 平成 28 年度以降に合格した 1 級建築施工管理技士の方…般特 ③ 平成 28 年度以降に合格した <ul style="list-style-type: none"> ・2級土木施工管理技士(種別:土木)の方…般 ・2級建築施工管理技士(種別:建築、躯体)の方…般 ④ 平成 28 年度以降に1級のとびに合格した方又は2級のとびに合格してから解体工事に関して3年以上の実務経験をもつ方 ⑤ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有しており、かつ、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有すること…般 ⑥ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有しており、かつ、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有すること…般 ⑦ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務経験を有しており、かつ、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有すること…般 ⑧ ①～⑥の資格又は実務経験を有しており、かつ、請負額 4, 500 万円を超える請負工事において、2 年以上指導的実務経験を有する方…特 等
------------------	---